

『福島県建設業ゼロ災宣言運動 2024』実施要領

1 目的

福島県内建設業の労働災害死傷者数の縮減を図るため、労働災害防止キャンペーンとして、職場や工事現場等で一定期間中に「災害件数ゼロ」を目標とすることで、安全を維持する活動の定着を目的とし、災害防止に関する習慣や、より高い安全意識の高揚を図り、労働災害の防止に努める。

2 主催者

建設業労働災害防止協会福島県支部

3 後援

福島労働局及び県下労働基準監督署

4 実施対象

建設業労働災害防止協会福島県支部会員

5 期間

参加申込期間	令和6年7月1日～令和6年7月19日
運動組期間	令和6年8月1日～令和6年12月31日
結果報告期間	令和7年1月1日～令和7年1月31日

6 主催者の取組事項

- (1) 会員に対する周知・啓発
- (2) 「ゼロ災宣言運動」取組の外部への周知・広報
- (3) 「ゼロ災宣言運動」実施企業の集約及びHPでの取組公表
- (4) 宣言書様式、ステッカー等物品の調達・配布

7 実施主体の取組事項

- (1) 参加企業の代表者によるゼロ災宣言
上記運動期間の災害件数の0（ゼロ）を達成すべく、参加企業の代表者による「ゼロ災宣言」を行い、社内及び現場掲示板において広く周知する。
(様式は添付参照)
- (2) 参加企業の現場代理人によるゼロ災宣言

取組期間内に稼働している代表的な現場において現場代理人が「ゼロ災宣言」を作成し、各作業場、朝礼場所、作業車、休憩所等の目のつきやすい場所に掲示する。(様式は添付参照)

更に、現場の実情に応じた宣言も追加する。

8 ゼロ災宣言に係る留意事項

企業代表者によるゼロ災宣言の項目は、これまでの企業の実績課題等を勘案して決定する。

また、現場代理人におけるゼロ災宣言の項目は、事故の型別で多い「転倒防止対策」及び「墜落・転落災害防止対策」の中から決定する。

更に、現場の実情に応じた宣言も追加する。

9 参加手続き

参加を希望する企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから参加申込期間内に参加申込書(様式1号)及び宣言書をダウンロードし、企業代表者による安全の決意表明「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、企業代表者による「ゼロ災宣言」の写しを添えて、建災防福島県支部にメールする。なお、参加希望した会社に対し建災防福島県支部よりステッカー等を無料で郵送する。

また、ステッカー等を追加希望する場合は有料で郵送する。

※物品に限りがあるので、早めに注文をすること。

(物品の在庫が無くなり次第、追加注文を終了しますので予めご了承願います)

10 結果報告手続き及び達成証の交付

参加企業が期間中において1日以上労働災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

参加企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから結果報告書(様式2号)をダウンロードし、結果報告期間内に建災防福島県支部にメールする。

結果報告のあった企業については達成証を交付する。

11 その他

参加企業及びゼロ災を達成した企業の名称については、原則として建災防福島県支部のホームページにおいて公表する。